

ご利用者名() 様

重要事項説明書

契約書

個人情報の方針、利用目的、使用同意書

社会医療法人 三愛会

三愛訪問看護ステーション

〈所在地〉 大分市大字市 1213 番地

〈電話〉 097-541-7007

＜三愛訪問看護ステーション重要事項説明書＞

1. 事業者の概要

社会医療法人三愛会（以下「事業者」といいます）の概要は次のとおりです。

事業者の名称	社会医療法人三愛会
事業者の所在地	〒870-1151 大分市大字市1213番地 /TEL (097) 541-1311
事業者の代表者名	代表者 三島 康典
事業者の概要	病院関係事業、介護保険事業等

2. 事業所の概要

三愛訪問看護ステーション（以下「事業所」といいます）の概要は次のとおりです。

名 称	三愛訪問看護ステーション		(介護) 事業所番号	4 4 6 0 1 9 0 0 9 5
			(医療) 事業所番号	0 1 . 9 0 0 9 . 5
所 在 地 / 電 話 番 号	〒870-1151 大分市大字市1213番地 TEL (097) 541-7007 FAX (097) 541-6970 ：三愛訪問看護ステーション椎迫サテライト〒870-0030 大分市大字三芳648-14 ：三愛訪問看護ステーションたばるサテライト〒870-1154 大分市大字田原字深田 9 3 6 番地1の1			
管 理 者 の 氏 名	銭花 洋子（看護師）			
通常の事業の実施地域	大分市、由布市（挾間町、庄内町）、竹田市（直入町）			
開 設 年 月 日	平成 6 年 12 月 1 日			
事業所の営業日/営業時間	月曜日～土曜日 8：30～17：30（土曜日は 12 時半を終業時間とする） ※ただし、国民の休日、12 月 30 日午後から～1 月 3 日までを除きます。（営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間連絡が可能な体制とする。）			
サービスの提供時間帯	通常時間帯	早朝時間帯	夜間時間帯	深夜時間
	8 時～18 時	6 時～8 時	18 時～22 時	22 時～6 時

(1) 事業所の目的

事業所が行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保する為に、人員及び、運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従業員（以下「看護師等」という）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけ医師が、指定訪問看護（以下「訪問看護」という）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供する事を目的とします。

(2) 運営の方針

- ①ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、利用者の有する能力に応じた、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- ②事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします

(3) 職員の職種、員数、職務内容

ステーションに勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりです。

管 理 者	看護師 1 名（常勤）
	管理者は、所属職員を指導監督し、適正な事業の運営が行えるように総括します。
職 員	看護職員等 常勤換算で2.5名以上（管理者との兼任1名）
	看護師等は、利用者の希望、主治医の指示、心身の状況を踏まえた訪問看護計画書を作成、交付し、それに基づき看護サービスを提供します。
勤 務 体 制	事業者は「三愛病院職員就業規定」に準じて定めるものとします。

3. 指定訪問看護の提供方法

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づき看護計画書を作成し訪問看護を実施します。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求める様に指導します。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、希望の病院を紹介し、外来受診をすすめ、診察した医師に、指示書の交付を依頼します。外来受診困難な利用者の場合は、訪問巡察医に診察を依頼し、その後、指示書の交付を依頼します。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業所との連携を図ります。
- (5) 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに訪問させるものである。

4. サービスの内容

訪問看護の内容は、主治医の指示書に基づき以下とします。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 病状・障害の観察 | (6) ターミナルケア |
| (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 | (7) 認知症患者の看護 |
| (3) 食事および排泄等日常生活の世話 | (8) 療養生活や介護方法の指導 |
| (4) 褥瘡の予防・処置 | (9) カテーテル等医療器具の管理 |
| (5) リハビリテーション | (10) その他医師の指示による医療処置 |

5. 緊急時における対応方法

- (1) 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合には、臨時応急の処置を行うとともに速やかに主治医へ電話連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じます。
- (2) 主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- (3) 看護師等は、前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者および主治医に報告します。

6. 利用料

訪問看護を提供した場合、基本利用料額は以下とします。

【介護保険】

訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はその1割～3割の額とする。（単位＝円）

(1) 看護師等訪問の場合

項目	訪問看護の提供時間	訪問看護	介護予防訪問看護
訪問看護Ⅰ 1	20 分未満	314 単位	303 単位
訪問看護Ⅰ 2	30 分未満	471 単位	451 単位
訪問看護Ⅰ 3	60 分未満	823 単位	794 単位
訪問看護Ⅰ 4	90 分未満	1, 128 単位	1, 090 単位
訪問看護Ⅰ 5 (リハビリ等)	1 回 (20 分以上)	294 単位	284 単位

(2) 加算について

●緊急時訪問看護加算 600 単位 1 月に 1 回

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、24 時間対応できる体制にありまた、必要があれば訪問看護を提供する。緊急時訪問看護は当該月の第一回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算する。

緊急時の訪問看護サービス利用に同意します。(契約者) _____

(代理人) _____ (続柄) _____

●特別管理加算(Ⅰ) 500 単位 下記イに該当する状態にある者 1 月に 1 回

●特別管理加算(Ⅱ) 250 単位 上記ロからホまでに該当する状態にある者 1 月に 1 回

- ※イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ※ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧指導管理を受けている状態
- ※ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ※ニ 真皮を越える褥瘡の状態
- ※ホ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められた状態

ターミナルケア加算 2500 単位 死亡月に 1 回

在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

●初回加算(Ⅰ) 350 単位 (退院日、退所の初回日訪問) 初回 1 回

初回加算(Ⅱ) 300 単位 (退院日、退所の翌日以降の訪問) 初回 1 回

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。

●退院時共同指導加算Ⅰ 600 単位 入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり看護師等が医師及び看護師等が共同して療養生活の指導が行ったときに算定。

●複数名訪問看護加算 254 単位 30 分未満複数の訪問看護師等が同時に指定訪問看護実施

●複数名訪問看護加算 402 単位 30 分未満複数の訪問看護師等が同時に指定訪問看護実施

二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

●長時間訪問看護加算 300 単位 1 回当たり

特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1 時間以上 1 時間 30 分未満)に加算します。

●サービス提供体制加算 6 単位 1 回当たり

看護師等に研修計画を作成し、その計画に従い、研修を実施又は予定しています。

訪問看護師等に対し、健康診断等を定期的の実施しています。勤続 7 年以上の職員を 3 割以上配置している場合に加算します。

●口腔連携強化加算 50 単位 1 月 1 回

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関に対し、当該評価の結果の情報を行う。

【医療保険】

訪問看護を提供した場合、医療保険各法に基づき本人負担分をいただきます。

医療保険からの給付サービスを利用する場合は、一部負担金の割合により訪問看護利用料の 1～3 割の負担になります。

(1) 基本療養費 I 5,500 円(週 3 日まで)、6,550 円(週 4 日以降)

●機能強化型訪問看護管理療養費 I 13,230 円(月の初日)、3,000 円(2 日目～)

尚、その他利用状況により、加算になります。

(2) 加算について

●24 時間対応体制加算 6,800 円 1 月 1 回

利用者又その家族等からの電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合。

24 時間対応体制加算の訪問看護サービス利用に同意します。

(契約者) _____

(代理人) _____

(続柄) _____

●緊急時訪問看護加算 2,650 円 1 日 1 回(月 14 日目まで)

2,000 円 1 日 1 回(月 15 日目以降まで)

診療所または在宅療養支援診療所の主治医・連携先の医療機関の指示で緊急の訪問を行ったときに算定。

●特別管理加算 I 5,000 円 1 月 1 回

●特別管理加算 II 2,500 円 1 月 1 回

特別な管理を必要とする利用者に対する訪問看護を行う。当該利用者およびその家族からの電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。当該利用者に対し計画的な管理を行った場合に、月 1 回に限り所定額に加算する。

●複数名訪問看護加算 4,500 円 1 週間 1 回

二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算する

●複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。

3,000 円 同行時した場合

●長時間訪問看護加算 5,500 円 1 週間 1 回

特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1 時間以上 1 時間 30 分未満)に加算します。

●夜間・早朝訪問看護加算 2,100 円

●深夜訪問看護加算 4,200 円

夜間(18 時から 20 時) 早朝(6 時から 8 時) 深夜(22 時から翌朝 6 時) 加算

●難病等複数回訪問加算 4,500 円 2 回目当たり

●難病等複数回訪問加算 8,000 円 3 回目当たり

●退院時共同指導加算 8,000 円

保健医療機関は介護保険施設若しくは介護医療院、退院・退所に当たり医師及び看護師等が共同して療養生活の指導が行ったときに算定。

●特別管理指導加算 2,000 円

厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算の対象者が退院後、特別な管理が必要な場合退院時共同指導を行った時に算定。

●退院支援指導加算 6,000 円 厚生労働大臣の定める疾病等 8,400 円

厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算の対象者や、退院日の訪問看護が必要であると認められた方に對し、退院日に看護師等が療養上の指導を行ったときに算定。

●在宅患者緊急時カンファレンス加算 2,000 円

状態の緊急時に伴い、医師の求めにより自宅で介護支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に算定。

●訪問看護ターミナルケア療養費

訪問看護ターミナルケア療養費 1 25,000 円

訪問看護ターミナルケア療養費 2 10,000 円

ターミナルケアを行い、主治医の指示により死亡月及び死亡前 14 日以内の計 15 日間に 2 回以上訪問した場合に算定します。

厚生労働大臣の定める疾病等

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン

病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

利用料の端数処理については、10 円未満を四捨五入します。

① 交通費 ステーションから訪問する距離により、下記の料金がかかります。

・ 5 km以上 200 円 ・ 10 km以上 400 円

② 日曜、祝日（年末年始：12/30～から 1/3、国民の休日まで）訪問料金 2,000 円

※人生の最終段階における医療及びケアの在り方※

医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて利用者様が医療従事者と話し合いを行い、利用者様本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療を進めることが最も重要な原則といたします。 ※人生の最終段階における医療及びケアの方針

～専門的な医学的検討を踏まえたうえでインフォームド・コンセントに基づく利用者様の意思決定を基本とし、多種専門職種の医療従事者から構成される医療・ケアチームとして行う。
～治療方針の決定に際し、利用者様と医療従事者とが十分な話し合いを行い、利用者様が意思決定を尊重して行い、その合意内容を支援させていただきます。

◇本人の希望する意志の確認 場所： []

◇家族の希望 場所： []

【その他利用料について】

死後の処置料 11,000 円（実費徴収）

【利用料等の支払方法について】

事業者は、各月ごとに利用料等の合計金額を計算し、訪問看護を利用した月の分の請求書をその翌月中旬までに送付いたします。利用者には、訪問看護を利用した月の分を現金もしくはその翌月 20 日（土日祝日の場合、翌営業日）に、利用者が指定した金融機関の口座から口座振替によりお支払いいただき 1 カ月に満たない利用料等は、利用日数に基づいて計算した金額となります。訪問看護を開始するにあたり、予め利用者や家族に対し、その趣旨を説明し、理解を得る事とします。尚、利用料は 1 ヶ月毎に請求し、徴収した際は、所定の領収書を渡す事とします。

【利用料等の変更について】

- (1) 事業者は、介護保険法及び同法に基づく厚生労働大臣の定めその他の制度の変更があった場合には、利用者負担及び利用料の額を変更することができるものとします。
- (2) 事業者は、物価の変動その他やむを得ない事由が生じた場合には、「その他利用料」の額を、それぞれ変更することができるものとします。
- (3) 事業者は、(1) 又は (2) により利用料等の額を変更する場合においては利用者に対し、事前に変更の理由及び内容を説明するものとします。

7.事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により、損害すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償します。

8.秘密保持等について

- (1) 職員は、サービスを提供する上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密および個人情報を、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等を除き第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、あらかじめ文書で利用者やその家族の同意を得ない限り、居宅サービスに関する連絡調整を行うサービス担当者会議などにおいて、利用者やその家族の個人情報を用いません。

9.相談・苦情対応

- (1) 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供した訪問看護に関する利用者からの要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。その手段としては、直接、事業所に連絡されても構いませんし、担当のケアマネージャーを通して、要望や苦情を伝えられても構いません。

苦情窓口受付苦情処理担当 錢花 (TEL 097-541-7007) (Fax097-541-6970)

- (2) 利用者は、提供された訪問看護サービスに関する苦情が有る場合には、事業所、または、お住まいの市町村および大分県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

大分市役所長寿福祉課 8時半から 17 時 (代表 TEL097-534-6111)

大分県国民健康保険団体連合会 8時半から 17 時 (代表 TEL097-534-8470)

10.その他運営についての留意事項

- (1) 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備します。
- (2) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会医療法人三愛会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとします。

- (3) キャンセルについて

利用者がサービス利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡をください。

連絡先(電話)097-541-7007 三愛訪問看護ステーション

- (4) 身体拘束・虐待防止の禁止

事業所は原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

①防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。

②苦情解決体制等の指針を整備しています。

③職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

④虐待防止に関する責任者を選定しています。

⑤サービス提供中に当該事業者職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- (5) ハラスメントの防止・対応について

当事業所は、利用者に対して安定した支援サービスを提供するため、職場及び訪問先・利用者宅におけるハラスメント防止のための指針を定めます。また、ハラスメント防止を徹底する定期的な研修を実施し、相談窓口担当者をおきます。利用者・ご家族との信頼関係をもとに、安全・安心な環境で質の高い援助を提供できるように以下の点についてご協力お願いします。

(具体例)

- ①看護師等の心身に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為

- ②業者又は事業所の運営に支障を与え、又は与えるおそれのある行為
- ③その他、適切な訪問看護の提供を妨げ、又は妨げるおそれのある行為
- (6) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- (7) 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- (8) 感染（コロナ感染、ノロウイルス、インフルエンザ他）対応策において、厚生労働省を参照しております。また、衛生管理等の利用の際、看護師等が訪問看護の提供のために電気、ガス又は水道を使用する必要があるときは、無償で使用させていただきます。また、訪問前に健康等の確認の電話連絡をしております。
- (9) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (10) 看護師は容態の急変などの緊急対応を行っておりますので、提供時間の変更をお願いすることがあります。また、車両での移動のため、交通事情により提供時間に 10 分から 15 分程度の差異が生じる場合がございます。ご了承ください。
- (11) 予定していた看護師が訪問できなくなった場合は、対応できる看護師が訪問いたします。ご了承ください。
- (12) 非常災害時の対応について
事業所は非常災害時に備え、継続的な取り組みを行います。
災害時には、早期の事業の復旧、継続を目指します。また社会的情勢の急激な変化、自身、風水害などの著しい社会秩序の混乱などにより、事業の提供が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。そして事業の提供が遅延、もしくは体制が不能になった場合、それによる損害賠償等の責任を事業所は負わないものとします。
- (13) 業務継続計画の策定等について
 - ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
 - ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
 - ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

＜訪問看護契約書＞

（ ）様（以下「利用者」といいます）と、三愛訪問看護ステーション（以下「事業所」といいます）は、事業所が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条（サービスの目的及び内容）

1. 事業者は、介護保険法または医療保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供します。

2. サービス内容の詳細は、重要事項説明書のとおりです。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。
2. 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、事業所が利用者に対し契約更新の意思を確認した上で自動更新するものとします。

第3条（個別サービス計画等）

1. 事業所は、利用者の日常生活の状況及びその意向をふまえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。「個別サービス計画」を作成した場合は、利用者に説明の上、提出します。
2. 事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合や、または事業者が変更必要と判断した場合は（主治医の指示のもと）その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。
3. 事業所は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護事業者への連絡調整などの援助を行います。

第4条（サービス提供の記録など）

1. 事業所は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
2. 事業所は一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載して前項の「サービス提供記録書」等の記録を作成して、利用者に説明の上、提出します。
3. 事業所は、「サービス提供記録書」等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します。

第5条（利用者負担金及びその滞納）

1. サービスに対する負担金は重要事項説明書に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関係法令が改正された場合には、改正後の金額を適用するものとします。
2. 利用者が適当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をする事ができます。
3. 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
4. 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

第6条（利用者の解除権）

利用者は、事業所に対しいつでも1週間以上の予告期間を持って、この契約を解約することができます。

第7条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。利用者又は家族が重要事項記載 13（4）の不信行為（禁止行為）のいずれかを行った場合であって、利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難になったとき、契約を解除することができます。この場合、事業所は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業所にその旨を連絡します。

第 8 条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了したものとします。

1. 第 2 条の規定により事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了した時
2. 第 5 条の規定により事業所からの解除の意思表示がなされた時
3. 第 6 条の規定により利用者からの解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了した時
4. 第 7 条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
5. 次の理由により利用者にサービスを提供できなくなった時
 - (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したこと
 - (2) 利用者が、要介護認定を受けられなかったこと
 - (3) 利用者が死亡したこと

第 9 条（契約終了の際の連携等）

事業者は、本契約の終了に際し、利用者又はその家族に対し適切な指導を行なうとともに、主治医及び居宅介護支援事業所に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に努めるものとします。

第 10 条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第 11 条（緊急時の対応）

事業所は、訪問看護サービスの提供中に利用者の症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに重要事項説明書記載の主治医と連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 12 条（身分証遂行業務）

事業所の訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 13 条（秘密保持）

1. 事業者は、職員又は職員であった者が、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者にもらすことはありません。
2. 前項の規定にかかわらず、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、担当介護支援専門員との連絡調整において必要最小限の個人情報は使用させていただきます。

第 14 条（苦情対応）

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業所、介護保険支援専門員、市町村又は国民

健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第15条（契約外条項等）

1. この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

＜個人情報保護方針＞

当事業者は、在宅で、医療や介護を受けながら生活をされている利用者様への訪問看護の提供を通して個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する利用目的をあらかじめお知らせし、ご理解を得た上で実施します。法令の定める場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

2. 当事業者が保有する個人情報の安全対策

当事業所は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報の確認・訂正・利用停止

当該本人（利用者）等からの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、調査のうえ適切に対応します。

4. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

5. 教育および継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、継続的に見直し、改善します。

6. 医療情報の提供・開示

医療情報の提供・開示に関しては、正確かつ最新の状態に保ちかつ漏洩、紛失、改ざんがないようにまた、不正アクセスをされないように努めます。

7. お問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、個人情報保護相談窓口をご利用下さい。

個人情報窓口 社会医療法人 三愛会 三愛訪問看護ステーション

管理者 銭花 TEL 097-541-7007

＜個人情報利用目的＞

当事業者はじめ関連事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。その取り扱いには細心の注意をもって取り扱いいた

します。

【利用者への医療介護サービスの提供に必要な利用目的】

(当事業所内、当法人内・提携機関である社会福祉法人、他の事業所等への情報提供を伴う利用目的)

- －介護保険、医療保険事務
- －入退院等の管理
- －会計・経理
- －事故等の報告
- －当該利用者の日常生活及び社会生活の総合的かつ効果的な支援のために提供する
介護・医療サービス質の向上
- －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携

(サービス担当者会議等)、照会への回答

- －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- －検体検査業務の委託その他の業務委託
- －家族等への心身の状況説明
- －審査支払機関へのレセプトの提出
- －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- －損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- －当ステーションにおいて行われる学生の実習への協力
- －当ステーションにおいて行われる事例研究
- －外部監査機関への情報提供
- －利用者の心身に緊急状態・事態が生じた際に、当該利用者の生命、身体やその他の権利、利益を保護

＜個人情報使用同意書＞

私(利用者およびその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

記

1. 使用する目的利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業所との連絡調整等において必要な場合。
2. 主治医との連携（病状報告、指示書、報告書、計画書等）
3. 使用する期間は訪問看護サービス利用期間とします。
4. 条件
 - (1) 個人情報の提供は、必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることが無いよう細心の注意を払う事。
 - (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておく事。

ご利用者様の確認欄>
(介護保険) (医療保険)

- ☐ 事業者、事業所の概要・・・・・・・・重要事項 2 頁
- ☐ 訪問看護の提供方法及び内容等、緊急時における対応方法・・・・・・・・重要事項 3 頁
- ☐ 利用料等の額〈介護保険・医療保険〉及び口座振替等の内容・・・・重要事項 3～7 頁
- ☐ 訪問看護利用にあたっての留意事項
 〈感染対策〉〈身体拘束・虐待防止の禁止〉〈ハラスメントの防止・対応〉
 〈非常災害時の対応〉・・・・・・・・重要事項 8～9 頁
- ☐ 訪問看護契約の契約期間、終了等・・・・・・・・契約書 9～12 頁
- ☐ 守秘義務及び個人情報の取り扱い・・・・・・・・重要事項 7 頁、契約書 12～13 頁
- ☐ 苦情への対応・・・・・・・・重要事項 8 頁、契約書 11 頁
- ☐ 事故発生時の対応・・・・・・・・重要事項 7 頁、契約書 11 頁
- ☐ 訪問看護の提供記録・・・・・・・・契約書 10 頁

(提出書類)

- ☐ 口座振替依頼書
- ☐ 緊急時連絡先
- ☐ 退院指導説明書
- ☐ 訪問看護計画書
- ☐ ご家族緊急連絡先

氏名	住所〒 電話番号
氏名	住所〒 電話番号

＜署 名 欄＞

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり上記のとおり、説明いたしました。

令和 年 月 日

(事業所) 所在地 大分市大字市字1213番地

名称 社会医療法人 三愛会 三愛訪問看護ステーション

管理者 銭 花 洋 子

説明者氏名 _____ 印

私は(ご利用者様)、文書により、

①事業所から訪問看護サービス提供をうける際の訪問看護サービス重要事項

②訪問看護契約書

③個人情報保護方針・目的・使用

④ (介護保険) 特別管理加算Ⅰ、Ⅱ、複数名訪問加算、初回加算、サービス提供体制強化加算、夜朝加算、深夜早朝加算、退院時共同指導加算、口腔連携加算、ターミナルケア加算

⑤ (医療保険) 特別管理加算Ⅰ、Ⅱ、難病等複数名加算、難病等複数回加算、長時間訪問看護加算、退院時共同指導加算、退院時支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算、ターミナル加算、

⑥ その他(介護保険)(医療保険)死後の処置料(医療保険)交通費について説明を受け、同意しました。

私は(ご利用者様)、事業所から、訪問看護契約書によりその内容について事業所との契約を締結しました。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)または(立会人)

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) 印

(事業所)

＜事業所名＞ 社会医療法人 三愛会

＜所 在 地＞ 大分市大字市 1213 番地

＜代表者氏名＞ 理事長 三島 康典 印

連絡先 097-541-7007 (三愛訪問看護ステーション)

昼夜ともに上記連絡先にて対応いたします。